

札幌市医療的ケア児支援検討会

第1回 会議次第

平成30年6月12日（火）19:00～21:00

TKP札幌ビジネスセンター カンファレンスルーム5A

1 開会

2 挨拶（札幌市障がい保健福祉部長）

3 委員紹介（事務局から）

4 会長等選出

5 協議・意見交換

(1) 委員の自己紹介（1人3分～5分程度）

※ 自身の事業所や活動の紹介、本検討会に期待することなど

(2) 今後のスケジュール

(3) その他

6 配布資料

(1) YELL（北海道小児等在宅医療連携拠点事業「いえる」）3カ年事業報告書（土島委員からの提出資料）

(2) 札幌市自立支援協議会重複障がいに関するプロジェクトの概要（御家瀬委員からの提出資料）

(3) 母子保健事業における医療的ケア児の把握等について（筒井委員からの提出資料）

(4) 札幌市における医療的ケア児の推計値（矢ヶ崎委員からの提出資料）

(5) 医療的ケア児等支援者研修について（堀井委員からの提出資料）

(6) 医療的ケアの必要な重症心身障がい児者等の地域生活の場の確保について（宮野委員からの提出資料）

(7) 札幌市障がい者施策推進審議会からの答申（関係部分抜粋）

(8) 委員名簿

(9) 札幌市医療的ケア児支援検討会設置要綱

7 閉会

【次回開催日】

平成30年7月31日（火）19時から21時まで

札幌市視聴覚障がい者情報センター（中央区大通西19丁目）

札幌市自立支援協議会 重複障がいに関するプロジェクト

◆ 重複障がいプロジェクト設置に至った経緯 ◆

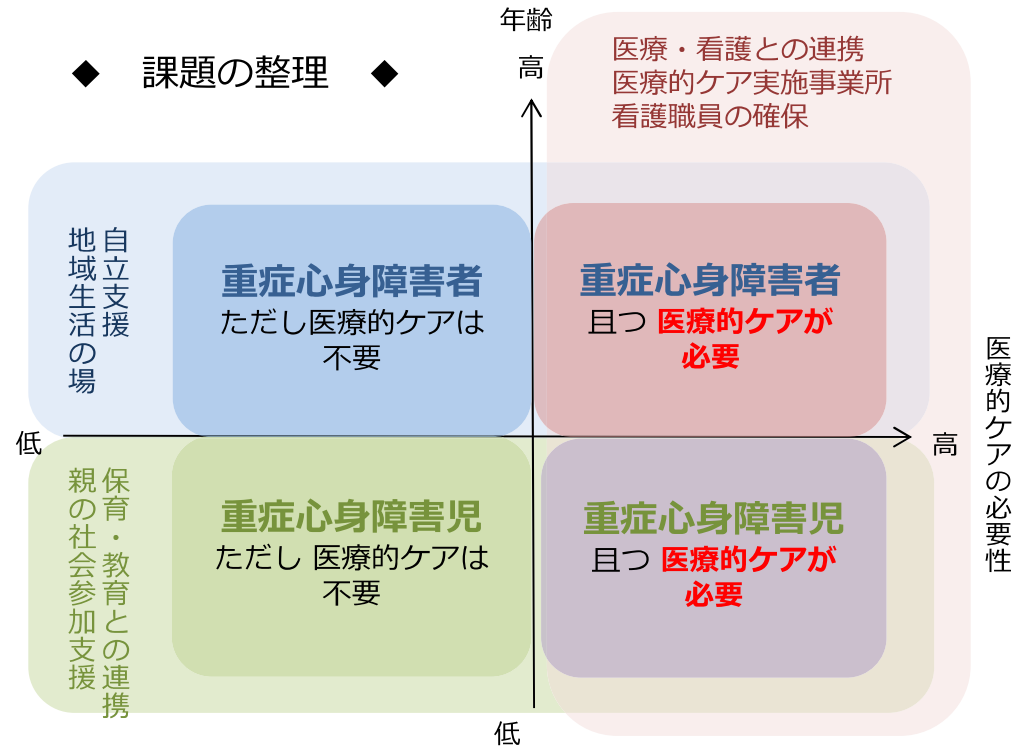
【課題の概要】

- ・ 重複障がい（肢体不自由、知的障がい）をもつ方の通所先や入居先がなかなか見つからない
- ・ 重心判定や療養判定が付いていないが、状態像はそれに近い人を受け入れてくれる短期入所が少ない
- ・ 身体・知的の重複障がいがある方がグループホームを探していたが見つからない、また、利便性のある場所がない
- ・ 身体・知的の重複障がいがある方がグループホームを探していたが見つからない、また、利便性のある場所がない
- ・ 親と本人が在宅生活を維持できる**重心の短期入所が不足**している
- ・ **医療型短期入所や医療型デイサービスの利用**が必要な状態像だが、重心判定がつかないために利用できない
- ・ **在宅重症心身障がい児・者の支援体制の構築**

◆ 開催履歴 ◆

平成26年10月20日	プロジェクト立ち上げ
平成26年12月9日	第1回 開催
平成27年1月20日	第2回開催
平成27年2月9日	第3回開催
平成27年3月2日	第4回開催
平成27年4月17日	第5回開催
平成27年5月～7月	居宅介護アンケート（回答115ヶ所/474ヶ所）
平成27年6月12日	第6回開催
平成27年7月～8月	訪問看護アンケート（回答108ヶ所/131ヶ所）
平成27年8月18日	第7回開催
平成27年10月8日	第8回開催
平成28年1月20日	第9回開催
平成28年3月3日	第10回開催
平成28年6月8日	第11回開催
平成28年9月1日	第12回開催
平成28年9月27日	第13回開催
平成28年10月18日	訪問看護研修会開催 出席者：約200名
平成28年12月1日	第14回開催
平成29年1月19日	第15回開催
平成29年1月27日	座談会<厚別・白石・清田> 出席者：55名
平成29年2月28日	第16回開催
平成29年4月11日	第17回開催
平成29年6月13日	座談会<豊平・南> 出席者：約50名
平成29年7月7日	第18回開催
平成29年7月24日	第19回開催
平成29年8月	重複障がいPJとしての提言書提出
平成29年9月8日	第20回開催
平成29年9月29日	座談会<北・東> 出席者：47名
平成29年10月3日	第21回開催
平成29年11月29日	座談会<中央・西・手稲> 出席者：76名
平成29年12月11日	第22回開催
平成30年1月26日	第23回開催
平成30年2月26日	第24回開催

◆ 課題の整理 ◆



	居宅介護	訪問看護
学ぶ機会	31.2%	33.3%
つながる機会	24.1%	48.1%
報酬改定	12.2%	6.9%
相談できる機会	10.6%	11.3%

母子保健事業における医療的ケア児の把握等について

1 背景

- ・医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について（平成 28 年 6 月 3 日通知）

「医療的ケア児が心身の状況に応じて適切な支援が受けられるよう、必要に応じ関係課室等に情報提供を行うとともに、情報の共有に努めること。」

（参考）児童福祉法 第 56 条の 6 第 2 項の新設（平成 28 年 6 月 3 日公布）

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児そのほかの日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 把握の状況

- (1) 把握件数（平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月） ※重複あり

事業名	育児支援ネットワーク	乳幼児健診未受診	小児慢性特定疾病等	その他	計(件)
件数	31	5	362	102	500

- (2) 実人数 284 人

人工呼吸器・在宅酸素・気管切開・吸引・経管栄養・導尿・その他として把握

※その他を除いた人数 192 人

3 把握後の支援内容

- (1) 保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業

医療機関からの育児支援連絡票により状況を把握した際には、各区保健センターの保健師が家庭訪問等を行い必要な支援を行う。家庭訪問の状況については医療機関に報告を行い、医療機関と連携しながらの支援を継続している。

- (2) 小児慢性特定疾病児童等療育相談支援事業

小児慢性特定疾病等長期にわたり療養を必要とする児童やその家族に対して、申請等の際に療育相談支援を行い、状況に応じて家庭訪問等による支援につなげている。

平成 30 年 6 月
札幌市保健所医療政策課作成

札幌市における医療的ケア児の推計値

(1) 埼玉医科大学総合医療センター田村医師の研究報告を参考にした場合

- ・札幌市の人口 195.9 万人（平成 29 年 1 月 1 日現在）×1.34 人/万人（田村医師の研究報告）≒263 人（0～19 歳）

(2) 医療計画作成支援データブックを参考にした場合

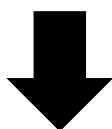
- ・月 1 回算定可能な「在宅療養指導管理料」のレセプト件数 2695 回/年（札幌圏域の 0～14 歳の入院及び外来患者の算定数）÷12 か月≒224.5 人
- ・224.5 人×82.2%（札幌圏域における札幌市の人口構成比^{※1}）≒185 人（0～14 歳）

※1 札幌圏域＝札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町新篠津村のうち、札幌市の人口構成比（82.2%）を用い推計した。

⇒15～19 歳分を補正するため、1 歳刻みの医療的ケア児を算出する。

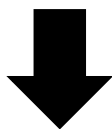
- ・185 人÷15（0～14 歳の年齢分）＝1 歳あたり 12.33 人
- ・12.33 人×5（15～19 歳）≒62 人
- 185 人+62 人＝247 人（0～19 歳）

ただし、生活保護受給中の患者は含まれていない。



(1) 263 人（0～19 歳）

(2) 247 人（0～19 歳、生活保護受給中の患者を除く。）



医療的ケア児の推計値：250～300 人^{※2}程度

※2 訪問診療を受けた児のみが、(1)(2)の積算数値に含まれているため、日常のケアを訪問看護に依頼し、外来受診しているようなケースを追加し、300 人程度とした。

医療的ケア児等支援者研修について

研修実施に至る課題

- 医療的ケア児が必要とするサービスの総合調整ができる相談員が少ない
 - ※ 相談支援事業所でも十分な相談を受けられない、特定の機関に相談が集中しているなどの話もあり、保護者が自ら情報を整理し、必要なサービスをコーディネートしなければならない現状がある。
- 医療的ケア児の支援に関する知識や技術を有する支援員が少ない
 - ※ 障害福祉サービス事業所等において、医療的ケア児に関する専門知識や直接支援の技術を有している支援員が少ないため、各分野の現場で医療的ケア児の受け入れが進まず、保護者の介護負担が大きい。

医療的ケア児等支援者研修の概要(予定)

- 概要
 - 医療的ケア児とその保護者等に対して、必要なサービスを総合調整する者(コーディネーター)と、医療的ケア児等に対して現場で支援する従事者を養成するための研修を実施
- 受講対象者
 - ・相談支援事業所の相談支援専門員(コーディネーター)
 - ・障害福祉サービス事業所等の支援員(直接支援者)
 - ・その他、日常的に医療的ケア児を支援する(予定含む)機関の職員
- 内容(想定)
 - 研修内容は、厚生労働省の運営要領に基づく「医療的ケア児等コーディネーター養成研修カリキュラム」(別紙)をベースにして検討(座学+実地研修)
 - ※ ベースとなるカリキュラム(合計 28 時間)
 - ①総論(1時間)、②医療(3時間)、③本人・家族の思いの理解(2時間)、④福祉(3時間)、⑤ライフステージによる支援(2時間)、⑥支援体制整備(1時間)、⑦計画作成のポイント(2時間)、⑧計画作成演習(7時間)、⑨事例検討演習(7時間)
- 受講募集人数
 - 100～50 名程度(内容に応じて人数の変動の可能性あり)
- 実施時期
 - 当検討会でも意見を頂きながら内容を検討し、H30 年度後半に実施
- 実施形式
 - 医療的ケア児等の支援を日常的に行っている障害福祉サービス事業者等への委託形式により実施(プロポーザル(提案)方式による選定を想定)

医療的ケアの必要な重症心身障がい児者等の地域生活の場の確保について

1 重症心身障がい児者受入促進事業（H24年4月～）

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケアの必要な重症心身障がい児者を受入れるため、看護師を配置した事業所に対し、人件費の一部を補助。 ●対象事業所：生活介護、短期入所、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス ●補助上限 ～初年度：3,000千円 2年度：2,000千円 3年度：1,000千円
実績	●H27年度：5事業所 H28年度：8事業所 H29年度：11事業所
事業費	●H30年度予算：21,000千円

2 重症心身障がい児者地域生活支援事業（H26年4月～）

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケアの必要な重症心身障がい児者を受入れるための医療・介護機器等の購入費の一部、重症心身障がい児者を受入れるための施設・設備整備費の一部を補助（新規設置又は定員の拡大を要件とする）。 ●対象事業所：生活介護、短期入所、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス ●補助上限：5,000千円以内（補助率：1/2）
実績	●H27年度：1事業所 H28年度：2事業所 H29年度：1事業所
事業費	●H30年度予算：7,500千円

3 障がい者地域生活サービス基盤整備事業（H26年4月～）

概要	●重症心身障がい者を受入れるため、充実した設備を有する生活介護（短期入所併設）を新設整備する法人に対し、整備費の一部を補助。
実績	●補助実績（H29年度）：1法人
事業費	●H30年度予算：111,000千円（1法人分）

平成 30（2018 年）3 月 26 日

札幌市長 秋 元 克 広 様

札幌市障がい者施策推進審議会
会長 森 本 千 尋

札幌市の障がい児支援体制の在り方について（答申）

平成 29 年 3 月 28 日付け札幌第 5739 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

1 諮問内容

札幌市の障がい児支援体制の在り方について

2 調査審議事項

- (1) 児童発達支援センターの支援体制の在り方
- (2) 市有療育施設の在り方
- (3) 医療的ケア児の支援体制の在り方

答申（札幌市の障がい児支援体制の在り方）

1 はじめに

平成 24 年に施行された改正児童福祉法では、障がいのある子どもが身近な地域で適切な支援が受けられるよう、どの障がいにも対応できるようにすること、及び引き続き、年齢や障がい特性に応じた専門的な支援が提供されることを基本的な考え方とし、各種支援の質の確保を図ることを目的に、障害児通所支援体系の再編・一元化、放課後等デイサービスの創設など、障がい児支援の強化が図られた。

その中で、札幌市は、地域における障がい児支援の中核施設としての役割が求められる児童発達支援センターの在り方に係る方針を定めることにより、障がい児の地域における療育体制の確立を図ることとし、平成 24 年 10 月に「障害児通所支援等の円滑な提供に向けた児童発達支援センターのあり方（基本方針）（以下「基本方針」という。）」を策定した。

現在、この基本方針を基に施策を進めているところであるが、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援を行う事業所（以下「障害児通所支援事業所」という。ただし、児童発達支援センターを除く。）の急増に伴う療育の質の低下の懸念、「公立児童発達支援センターあり方検討会議（以下「検討会議」という。）」からの中間報告（平成 28 年 6 月 3 日報告）、市有療育施設の老朽化など、札幌市の障がい児を取り巻く環境の変化に伴い、新たな課題も出てきているところである。

このような状況から、あらためて、障がい児支援体制の在り方について検討を行い、中長期的な視点に立った方向性を定める必要があるとして、平成 29 年 3 月 28 日に札幌市長から札幌市障がい者施策推進審議会（以下「審議会」という。）に諮問があり、その後、審議会に臨時委員を置き、別に設置する障がい児支援体制検討部会（以下「部会」という。）で議論を重ね、ここに答申する運びとなった。

今後、札幌市の障がい児支援体制の更なる構築に向けて、本答申を踏まえた必要な取組が進められることを期待する。

2 調査審議事項について

部会では、次の 3 つの項目について調査審議を行った。概要は次のとおり。

- (1) 児童発達支援センターの支援体制の在り方（略）
- (2) 市有療育施設の在り方（略）
- (3) 医療的ケア児の支援体制の在り方

医療的ケア児とは、平成 28 年 6 月に成立した改正児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項で「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」と規定されている。医療の進歩により、都心部に NICU（新生児集中治療室）が増設され、出生時に疾患や障がいなどのリスクの高い子どもの命を救うことができるようになってきたことから、医療的ケア児は増加傾向にあるとさ

れている。

また、同項では、医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、各地方公共団体において保健、医療、福祉、教育等の連携促進に努めるものとしてされている。

このような状況から、医療的ケア児の支援体制に係る今後の方向性等について、調査審議を行った。

3 審議会の意見

上記2の調査審議事項について、次のとおり意見を申し述べる。

これらは、中長期的な視点に立った方向性についての意見であり、早期の実現は困難と思われるものも含んでいるが、札幌市は、障がいのある子どもたちのために、着実に実現していただくことを要望する。

(1) 児童発達支援センターの支援体制の在り方(略)

(2) 市有療育施設の在り方(略)

(3) 医療的ケア児の支援体制の在り方

① 「医療的ケア児」について、「日常生活を営む上で医療的ケアが必要な子ども」と広く捉えるべきである。

(説明)

「医療的ケア児」は、法律上の定義が必ずしも明確ではないが、障がい児施策の対象になるかどうかを問わず、「日常生活を営む上で医療的ケアが必要な子ども」と広く捉え、議論を進めていく必要がある。

例えば、障害者手帳を保有していない子ども、障害福祉サービスの対象ではない子ども、自由に動ける子どもについても、医療的ケアを必要とさえしていれば、広く「医療的ケア児」と捉えるべきである。

② 医療的ケア児及びその保護者には、様々な悩みが複合的に存在していると思われる。まずはその実態を把握し、課題を整理すべきである。

(説明)

医療的ケア児の相当数は、身体障がい児、重症心身障がい児と重複していることが想定されるが、その実数は把握できていない。

また、医療的ケア児の抱える問題としては、受入れ先や小児在宅医療の担い手が少ないこと、保護者の負担が大きいことなどが考えられるが、その実態は不明確である。

このような状況から、ライフステージに合った課題を明らかにするため、まずは、ニーズや実情などを丁寧に調査し、把握する必要がある。

③ 今後については、自立支援協議会の子ども部会に設置される協議の場において、本答申内容及び国の動向を踏まえて、保健、医療、福祉、教育等の各分野が連携し、医療的ケア児の支援体制の構築を目指した詳細かつ活発な協議が行われることを要望する。

(説明)

本審議会において、本事項の詳細まで調査審議することは適当でなく、現実的にも難しい。よって、今後については、札幌市が中心となって、自立支援協議会の子ども部会に設置する協議の場（保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る場。）において、本答申内容及び国の動向を踏まえて、保健・医療・福祉、教育等の各分野が連携し、医療的ケア児の支援体制の構築を目指した詳細かつ活発な協議が行われることを要望する。

4 添付資料（略）

部会委員名簿

氏名	所属団体等
上田 マリ子	日本発達障害ネットワーク北海道 会長
加藤 法子	社会福祉法人榆の会 総合施設長
菊池 洋子	札幌市手をつなぐ育成会 副会長
北川 聡子（副部会長）	社会福祉法人麦の子会 総合施設長 （札幌市自立支援協議会 子ども部会長）
才野 均	北海道立子ども総合医療・療育センター 総合発達支援センター長
藤原 里佐（部会長）	北星学園大学短期大学部 教授
古川 孝士	札幌地区児童発達支援連絡協議会
山田 幸広	社会福祉法人北翔会 相談室あゆみ （札幌市自立支援協議会 相談支援部会）
渡辺 あや子	札幌肢体不自由児者父母の会 会長

札幌市医療的ケア児支援検討会 委員名簿

資料8

平成30年6月時点

氏名（敬称略）	所属等	分野	推薦団体等
福井 一之	札幌大学 教授	学識	札幌大学
多米 淳	円山ため小児科 院長	医療	(一社) 札幌市医師会
土島 智幸	(医) 稲生会 理事長・医師	医療・福祉	
菅原 由美子	札幌市訪問看護ステーション連絡協議会 会長	医療	札幌市訪問看護ステーション連絡協議会
御家瀬 真由	(医) 溪仁会 手稲溪仁会病院 看護師長	医療・福祉	札幌市自立支援協議会 重複障がいに関するプロジェクトチーム
加藤 法子	(福) 楡の会 理事・総合施設長	医療・福祉	札幌市自立支援協議会 子ども部会
今野 秀昭	(福) 北翔会 医療福祉センター札幌あゆみの園 地域支援部	福祉	(福) 北翔会
射場 小夜	(福) 麦の子会 相談室セーボネス	福祉	札幌市自立支援協議会 相談支援部会
真鍋 尚美	(福) まこと保育所 所長	保育	(福) まこと保育所
時崎 由美	札幌地区重症心身障害児（者）を守る会 前豊成養護学校PTA会長	当事者	札幌地区重症心身障害児（者）を守る会
筒井 有美	札幌市保健福祉局保健所健康企画課 母子保健係長	保健・行政	札幌市保健福祉局保健所
矢ヶ崎 和明	札幌市保健福祉局保健所医療政策課 医療企画係長	医療・行政	
堀井 雄介	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 給付管理係長	福祉・行政	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
宮野 純一	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 運営指導係長		
星野 由美子	札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課 指導担当係長	保育・行政	札幌市子ども未来局子育て支援部
田村 滋章	札幌市子ども未来局子育て支援部施設運営課 運営係長		
及川 貴史	札幌市教育委員会学校教育推進課 学びの支援係長	教育・行政	札幌市教育委員会学校教育推進課
後藤 大輔	札幌市教育委員会学校教育推進課 特別支援教育推進担当係長		

札幌市医療的ケア児支援検討会設置要綱

平成 30 年 3 月 30 日

保健福祉局長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条の 6 第 2 項及び同法を受けた「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」（平成 28 年 6 月 3 日障発 0603 第 2 号）に基づいて設置する、医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る協議の場（以下「協議の場」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る。

(名称)

第 3 条 協議の場の名称は、札幌市医療的ケア児支援検討会とする。

(組織)

第 4 条 協議の場は、委員 20 名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 医療（医師職）関係者
- (2) 医療（看護職）関係者
- (3) 札幌市自立支援協議会関係者
- (4) 障害福祉サービス事業所等関係者
- (5) 保育所等関係者
- (6) 障がい関係団体関係者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事情により出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は委員とみなす。

(臨時委員)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

(会長)

第8条 協議の場に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議の場を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(謝礼)

第9条 札幌市は委員に対し、協議の場への参加につき、1回あたり1人12,500円(源泉徴収前)の謝礼を支払う。

(庶務)

第10条 協議の場の庶務は、札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課及び札幌市自立支援協議会子ども部会において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、会長が協議の場に諮って定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。